

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
<p>槻の木高等学校</p>	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1629 724"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 474 685 575">品種</th> <th data-bbox="685 474 1012 575">品目 商品名</th> <th data-bbox="1012 474 1299 575">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1299 474 1427 575">数量</th> <th data-bbox="1427 474 1629 575">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 575 685 724" rowspan="2">家具什器類</td> <td data-bbox="685 575 1012 632">運動及び娯楽用具</td> <td data-bbox="1012 575 1299 724" rowspan="2">令和5年3月31日</td> <td data-bbox="1299 575 1427 724" rowspan="2">3</td> <td data-bbox="1427 575 1629 724" rowspan="2">478,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 632 1012 724">コースロープ</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	運動及び娯楽用具	令和5年3月31日	3	478,500円	コースロープ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (物品の出納の通知及び帳簿の記載)                      第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。                      2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。                      一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
家具什器類	運動及び娯楽用具	令和5年3月31日	3	478,500円									
	コースロープ												
<p>措置の内容</p>													
<p>当該備品について、備品出納簿への記載を行った。                      検出事項の原因は、担当者が当該備品を購入した際に備品登録手続を失念していたこと及び備品出納簿と現物の確認が十分でなかったことにある。                      再発防止に向け、備品出納簿への記載の必要性について、事務室職員に周知徹底するとともに、担当職員と関係職員が複数で備品出納簿と現物の突合による実査を定期的実施することによりチェック体制を強化した。                      今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>													

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年11月22日)